

平成29年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成29年 9月26日 午後 2：00

○閉 会 午後 3：05

○出席議員（19名）

2番 堀井克見	3番 佐々木嘉一	4番 小林 悟
5番 澤井昭二郎	6番 伊藤榮悦	7番 佐藤敏雄
8番 藤原典男	9番 西村 武	10番 千田正英
11番 戸田俊樹	12番 菅原理恵子	13番 鈴木壮二
14番 佐藤義久	15番 児玉春雄	16番 大谷貞廣
17番 伊藤正吉	18番 菅原久和	19番 鈴木斌次郎
20番 藤原幸雄		

○欠席議員（1名）

1番 鑑 仁 志

○説明のための出席者

市 長 藤原一成	総務部長 栗山隆昌
市民福祉部長 藤原久基	福祉事務所長 伊藤 巧
産業建設部長 菅原靖仁	水道局長 村山久尚
教育部長 菅原 剛	農業委員会事務局長 佐々木雅輝
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児玉正生	総務課長 米谷裕二
企画政策課長 千葉秀樹	財政課長 伊藤 貢

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門間正博 議会事務局次長 伊藤国栄



平成29年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成29年 9月26日（4日目）午後2時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第46号 平成28年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について
- 日程第 2 議案第47号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）に  
ついて
- 日程第 3 議案第48号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 4 議案第49号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 5 議案第50号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 6 認定第 1号 平成28年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成28年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成28年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第12 認定第 7号 平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第13 認定第 8号 平成28年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認  
定について

- 日程第 1 4 認定第 9 号 平成 2 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 1 0 号 平成 2 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 1 号 平成 2 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 2 号 平成 2 8 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 8 陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 1 9 陳情第 7 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 日程第 2 0 発議第 1 号 潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 発議第 2 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

午後 2時00分 開会

○議長（藤原幸雄） 傍聴者の皆さん、ご苦勞様でございました。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、1番鑑仁志議員から、欠席の届出がありましたのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

なお、本日付で、発議第1号、潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について及び発議第2号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてが提出されております。議員発議の要件を満たしているため、本日の案件として取り扱うことと致します。

【日程第1、議案第46号 平成28年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について から 日程第19、陳情第7号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、議案第46号、平成28年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第19、陳情第7号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情までを一括議題とします。

常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、常任委員長報告の後、陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成28年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成29年度各会計補正予算（案）及び平成28年度各会計決算認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。2番堀井克見総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（堀井克見） 傍聴人の皆さん、大変ご多忙中のところ、ご清聴いただきましてありがとうございます。しっかりと傍聴願いたいと思います。

それでは、私から、平成29年第3回定例会総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成29年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成29年9月12日
2. 出席委員 戸田俊樹、鈴木壮二、児玉春雄、伊藤正吉、藤原幸雄、佐藤義久、堀井克見、全員であります。
3. 書 記 教育部文化スポーツ課の伊藤尚吾さんをお願いしております。
4. 審査の経過と結果について申し上げます。

陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてであります。

本陳情は、地方自治体の公共サービスが適正かつ確実に実施されるために地方財政の確立を図らなければならないことは理解できることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号について申し上げます。7号は「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情であります。

本陳情は、森林の公益的機能の重要性は理解できるものの、国民に新たな負担を求める内容であり、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げる予定であることから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上が総務文教常任委員会の報告であります。

○議長（藤原幸雄） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） よろしくお願ひします。

既に平成20年度から秋田県では、秋田県水と緑の森づくり税ということで、個人では800円、それから法人県民税では8%、年間約5億円の収入で森林保全に当たっています。それで、全国では35県が名前こそ違ふけれども同じようなことをやっております。本市に対してもいろいろな陳情がありましたけれども、数回か来ましたが、もう既に秋田県ではやっているということで不採択になっておりますが、そこら辺のことをお話されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 8番藤原典男議員にお答えをさせていただきます。

今、既に平成20年度から質疑のその税が実行されておると、そのことに対する議論をされたのかと。あわせて全国的な流れ等々についてどうなのかという趣旨の質問であったと思います。

私ども委員会としては、森林を守る、自然を守るという基本的には、みな賛成でありました。しかしながら、報告書でも申し上げてありますように、平成31年10月に新たに消費税が8%から10%にアップすると。その一方において国民のその不可分所得が伸びておるのかどうかというものにメスを入れた場合、その割でない。とどのつまり、国民の負担が増えると、税負担が増えるということになるわけでございまして、この税負担にかかわるところは、やはり国策として慎重にやはり検討してもらおうというのが一番いいのじゃないかと。したがって、私ども一地方自治体議会として今拙速にいいとか悪いとかという結論は、時期尚早であると。したがって、もう少し全体的な動向を見ましようということに結論に至ったのが継続審査、全会一致であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番、よろしゅうございますか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原議員。

○ 8 番（藤原典男） 陳情第 7 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、私は不採択にするべきだと討論致します。

既にご承知のように、名前こそ違いますが、秋田県は平成20年から個人県民税として年間800円、法人県民税は 8 % ということで、年間約 5 億円の収入があり、森林保全のため使われております。東北では岩手県では平成18年から岩手の森林づくり県民税として、個人県民税として1,000円、法人県民税として10%、年間 7 億円、宮城県では、宮城環境税として平成23年から個人では800円、法人県民税としては 8 %、山形県では、山形緑環境税、平成19年から始まっております。個人県民税としては1,000円、法人県民税としては10%、福島県では平成18年から森林環境税として個人県民税は1,000円、法人県民税は10%ということで約11億円、収入がそれぞれ森林のために使われております。本市の友好都市のある宮崎県では、平成18年から環境税として 1 人500円、それから法人県民税として 5 %、ほかには全国で 3 分の 2 を超える35県が既に、名称はそれぞれですが自主的に実施されているところでございます。これ九州までです。

本市議会では、以前この陳情は既に本県では森林税が創設されているということで数回不採択としている経緯があります。陳情どおり実施されれば同様の趣旨の税金の二重課税となります。また、国民に一律に負担を求めることになり、消費税と同等の扱いとなります。その県が自主的に、主体的に決めた森林を守るための施策を尊重し、これ以上の負担はするべきではないものと判断するために陳情に反対するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（藤原幸雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、陳情第 7 号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定致しました。

次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。17番伊藤正吉予算決算特別委員長。

**【予算決算特別委員長の報告】**

○予算決算特別委員長（伊藤正吉） 平成29年第 3 回定例会で本特別委員会に付託された

議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成29年9月12日、26日
2. 出席委員 鏡 仁志、堀井克見、佐々木嘉一、小林 悟、澤井昭二郎、  
伊藤榮悦、佐藤敏雄、藤原典男、西村 武、千田正英、戸田俊樹、  
菅原理恵子、鈴木壮二、児玉春雄、大谷貞廣、菅原久和、  
鈴木斌次郎、藤原幸雄、佐藤義久、伊藤正吉
3. 説明当局 市長、各関係部課長
4. 書記 議会事務局 内田真奈美さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果について

予算決算特別委員会に付託されました、議案第46号、平成28年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第50号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまで及び認定第1号、平成28年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成28年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月12日、大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみ、ご報告致します。

第1点として、昭和こども園の周辺整備について。

第2点として、臨時財政対策債の減額理由について。

第3点として、下水道の不明水調査委託料について。

第4点として、不納欠損の要因と事務処理について。

第5点として、水道の庁舎利用権の算出方法についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会では、すべての審査を終了致しましたので、本日26日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第46号から議案第50号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本委員会に付託されました認定第1号から認定第12号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告とします。

○議長（藤原幸雄） これで予算決算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第46号から認定第12号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等について、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第46号、平成28年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成28年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成28年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号、平成28年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

【日程第20、発議第1号 潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(藤原幸雄) 日程第20、発議第1号、潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

発議者の説明を求めます。3番佐々木嘉一議員。

○3番(佐々木嘉一) 傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様でございます。私から、発議第1号について申し上げます。

かねてより潟上市議会議員定数並びに議員報酬の件については、議会基本条例の趣旨を踏まえて議会改革推進会議において検討、協議を重ねてきました。

また、先般来、議会全員協議会において検討の経過、結果を申し上げ、協議を賜ったところであります。

このたび、本定例会の最終日において、別添のとおり皆様のお手元にありますように、議員定数条例の一部を改正する条例(案)を提出し、朗読提案致したいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

発議第1号

潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月26日提出

潟上市議会議長 藤原幸雄様

提出者 佐々木 嘉 一

賛成者 児 玉 春 雄

賛成者 小 林 悟

賛成者 西 村 武

賛成者 鈴 木 斌次郎

提案理由

議会改革推進会議において、議員定数等のほか人口や財政力指数等を参考にしながら

協議・検討した結果、議員定数を現行から2人削減し18人とするため、条例の関係部分を改正するものであります。

2ページをお開きください。

潟上市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

潟上市議会議員定数条例（平成21年潟上市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
本則中「20人」を「18人」に改める。

附則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 先の全員協議会の中では人口減少と、それから地方交付税の減少というように理由がありまして、今回の提案ということですが、3点について質問したいと思います。

今回、もし18人となれば、今後、人口減少、どの程度までを見込んでの定数なのか、例えば3万人までならこの定数でいくとか、2万7,000人、2万8,000人ぐらいまではこの定数でいくとか、そこら辺の議論があったのかどうか、それが1つ。

それから、地方交付税についてですけれども、減少が予想されるという表現ありましたけれども、どのように変わっていくのか、資料を取り寄せての予想される地方交付税の減額の何ていう資料といいますか、そういうものを検討しながら協議したのか、それが2つ目。

3つ目については、ある程度の議員がいないと議会の機能を果たすことができないわけです。議会の機能を維持していくためには一定の数が必要なんですけれども、最低限の人数というのはどのようにお考えなのか、そこら辺も議論したのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） まず、質問の第1点は、人口減少が進む中で、どの程度までが18人の定数なのかと、端的に言いますとそういう質問であったと思いますが、いずれその件につきましては、今我々が何人までは何人、何人までは何人ということについては、それは議論しませんでした。ただ、減少する中で、やはり18人、2名削減の18人、今3

万3,000人ですけれども、適当ではないのかなということで、全国の5万人未満の都市の実情等々を勘案しながら今回のこの案を作成したわけであります。

地方交付税の変化ということですが、皆さんもご承知のとおり国の財政については、先般の総理大臣の解散理由の中にもありましたように、国は今、財政再建というものを棚上げにして社会保障と教育に、いわゆる消費税を充当するというようになっておりまして、国の財政再建は、ちょっと遠のいたというような感じであります。そうした中で地方には特にいろいろと地方財源、いろいろありますけれども、特に国の方から指定される点につきましては、最近、地方の蓄えている財政調整基金だとか基金が非常に多いと。それだけに地方財政は、ある面からいうと豊かでないのかというご指摘もありますが、交付税自体は実際2.6%の減額ということになっております。ただ、地方特例交付金の関係で若干補てんされる部分もありますけれども、本市においても1.6%ぐらいは減額されているということでありまして、さらには財政が非常に硬直化してきているのではないのかなと。というのは、基準財政需要額がこのたび93%、いわゆる0.3ポイントぐらい高くなったということは、財政需要が、言ってみれば義務的な経費が伸びて、それに投資する割合が非常に高くなってきているということは、財政硬直化の傾向でもあるということではないのかなということも一つの財政上の理由であります。

それから、3点目の議会の機能を維持するための議論、全く、代表制民主主義の議会においては、それなりの代表の方々の数というものをきちんと備えて、やはり民主主義な運営をしていかなければならない、それはそのとおりでございますけれども、何人だから言ってみれば市民の意見が反映されない、あるいは民主的な議会運営はできないということではなくて、やはり最低限度、議会の必要、高知県の大川村の例もありましたけれども、最低限度の議会、いわゆる代表制民主主義で地方行政をやっていくとすれば、最低限度の人数は必要なわけでありましてけれども、その場合、機能を維持すると、その辺は非常に漠然とした議論になると思いますけれども、いずれ市民の代表としてふさわしい議会と機能を有する、それは人数とは関係なく、またいろんな面で議会が期待されるものがあるのではないのかなと思っておりますので、そのようにお話ししたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 今、3点にわたって聞きましたけれども、私は具体的に聞いてい

るんです。これ以上聞いても、私は回答出ないと思いますので、不満ながらも質問を終わりますが、まるっきり根拠がない、私はそういうふうに判断致しました。

以上で終わります。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 委員長ご苦労さんです。

法定上限数、人口に対する何名になっておりますか。傍聴者の皆さんもたくさんおられますので、この機会に人口に対する法定上限数を教えていただければありがたいです。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 佐藤議員にお答え致します。

佐藤議員も承知のことと思いますけれども、かつては議会議員の定数につきましては自治法で定めておられました。それが改正されて、自治法の上限の定めはなくなっております。ですから、あくまでも議会の条例で我々は決めていくというふうに変わっておりますので、その議員定数についての定数は、あくまでも潟上市議会の議会で決めると。自治法の定数の上限は廃止されておりますので、この際申し上げたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 佐藤議員、よろしゅうございますか。

○14番（佐藤義久） わかりました。

○議長（藤原幸雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原議員。

まずは、原案に対する反対の発言を許します。

○8番（藤原典男） 提案されております議員定数削減案に対し、反対の立場から討論致します。

定数削減は、合併後13年間で今回合わせますと2回目でございます。わずかの期間に近隣市町村が行ったからといって、何回も定数削減してもよいものか疑問に感じます。

本市は、合併後、人口減少率が県内では少ない方から3番目と言われております。急激な人口減少に見合う定数削減が、今はまだ必要ないと考えます。

また、少子化対策が功を結び、これから人口増となる可能性もあります。

また、定数削減は、議会の機能の低下となります。病欠などがあれば常任委員会の成立にも影響が起きてきます。当局の行政施策に対するチェックが弱まります。

また、おなじみの議員が地域で少なくなることで市民の声が届きにくくなります。地方交付税の減少も気になるところですが、本市はまだ庁舎建設への支払いや必要経費、そのほかに市独自の福祉政策などを行っても、翌年に繰り越すべき財源、貯金があります。財政的に困窮が近々予想されるわけではない、まだないと考えます。定数削減は、これから政治を担う若い世代の政治参加の道を狭めることにもなります。議会改革で今必要なのは、議員定数削減ではなくて政務活動費もない中で議員一人ひとりの活動の見直し、改善ではないでしょうか。議員報酬を減らしても定数削減をするべきではない、議会の民主主義の根幹にかかわること、問題だと思います。

以上で、議員定数削減に対する反対の理由を述べて討論を終わります。

○議長（藤原幸雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

【日程第21、発議第2号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第21、発議第2号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

発議者の説明を求めます。3番佐々木嘉一議員。

○3番（佐々木嘉一） 皆様のお手元にあります発議第2号について、朗読して提案致しますので、宜しくお願い致します。

潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月26日提出

潟上市議会議長 藤原幸雄様

提出者 佐々木 嘉一

賛成者 児 玉 春 雄  
賛成者 小 林 悟  
賛成者 西 村 武  
賛成者 鈴 木 斌次郎

#### 提案理由

議員定数条例を改正することに伴い、あわせて常任委員会の委員定数を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

2 ページをご覧ください。

#### 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

潟上市議会委員会条例（平成17年潟上市条例第184号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第1号中「7人」を「6人」に、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

#### 附則

この条例は、平成30年2月22日から施行するというものであります。

新旧対照表につきましては、裏面に記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上であります。

- 議長（藤原幸雄） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。
- 8番（藤原典男） 各常任委員会が6人ということで、その成立の案件について伺いたいと思いますけれども、以前、この庁舎ができないときに昭和庁舎の中で議会をやったときに、委員会では2人欠席して、ようやく委員会が成立したということがありますけれども、定数が1人削減する中で、例えば委員長はまず議事を進行しなければいけません。あと2人とか3人が欠席すると、6人のうち3人が出席しても、その委員会は成立するかどうか、そこら辺の議論はしたのか。その3人のうちの1人は委員長ということでもいいのか、そこら辺はどうでしょう。
- 議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。
- 3番（佐々木嘉一） 7人の委員会が6人になるということで、その委員会構成並びに委員会運営につきましては、それぞれそのときそのときの事情が、あるいは現象があると思いますけれども、それは会議規則によって適切に運営されると思いますので、ただ

いま藤原議員が言ったような事例が、どういう事例があるのか、その点につきましては、委員会においては詳細な検討はしておりません。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、いろんな事情、病欠とかいろんな事情があつて6人のうち3人が参加しても、そのうち1人が委員長であっても、それは成立するという事になりますか。どうなんでしょう。

（「休憩」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 9月定例会の最終日にあたり、まず議員各位におかれての御礼を申し上げます。

当局が今定例会に提出させていただいた議案及び平成28年度各会計決算、ご認定いただきまして誠にありがとうございました。

その審議の中でも様々なご意見を頂戴しておりますので、そういったものに真摯に耳

を傾けながら、今後また市政運営に当たってまいります。

次に、1つご報告がございます。新聞・テレビ等の報道で既にご存じのことと思いますが、昨日夕方、首相官邸において安倍首相が記者会見を開き、衆議院が9月28日招集の臨時国会冒頭で解散され、衆議院選挙の公示が10月10日、投票が10月22日になる見通しとなりました。この解散総選挙に伴い、選挙予算を計上する運びとなりますが、解散が本定例会の終了後に予定されていることから、専決処分に対応させていただくこととなります。選挙事務を速やかに進める必要があるためのものでありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

なお、予算規模としては、前回の衆議院選挙予算額を参考にして算定すると約2,200万円となる見込みであります。

最後に、9月、そして10月となります。これから寒くなる折、議員各位におかれましては、ご自愛なさって、また再び12月定例会において議論を重ねてまいりたいと思っております。

9月定例会のお礼を申し上げまして、私の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもちまして、平成29年第3回潟上市議会定例会を閉会します。  
どうもご苦勞様でございました。

---

午後 3時05分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 雄

〃 署名議員 佐 藤 義 久

〃 署名議員 児 玉 春 雄